弁護士アプリの使い方

藤野弁護士と学ぶ法律教室　㊻

契約の成立時期は？

答え・合意ができた時

1・具体例

取引先との間で、見積書のやりとりはしたが契約書は作成していないとします。その時点で取引から手を引くことは契約違反にあたるのでしょうか。注文主からすれば、契約は、合意により成立します。契約「書」は、合意に至ったことを証明する証拠にすぎません。したがって、契約書作成前であっても、合意に至っており契約が成立しているといえる場合も考えられます。しかし、一般的には、契約書が作成できていないような段階では未だ合意に至っていたとはいえない場合が多いでしょう。そういう意味で、契約書はとても重要な証拠です。

3・取引慣行

このように、契約書は合意に至っていたことを証明する重要な証拠ですが、そもそも契約書を作成しない取引慣行もあるのではないでしょうか。

例えば、見積書をあげてゴーをもらって直ちに発注にかかる場合が考えられます。

このような取引慣行においては、常に契約書を作成していないのですから、契約書作成より前の時点で合意に至っているでいえば、見積書に対して注文主がゴーを出した時点が合意に至った時点になります。この場合は、ゴーを出したことを証明する証拠が重要になります。メールの場合もあれば、サインの場合もあるでしょう。

4・契約成立前過失

例外的に契約成立前であっても責任が生じる場合があります。契約成立前の過失といいます。例えば、御社に特殊な加工の依頼があったとします。注文主からは御社に間違いなく注文するという前提でオリジナルの加工を求められ、それに応えるべく多額の費用をかけていたところ、突然、注文主から断りの連絡が入ったとします。このとき、合意に至っていなかったとしても、ほぼ合意に至っていたと同視でき、かつ、注文主の不誠実な対応により不当に高額な費用がかかってしまったといった事情があれば、そのかかった費用を損害として請求できるかもしれません。ただし、契約成立までは契約するか否かは自由ですので、あくまでもこのような責任が認められるのは極々例外的な場合と考えてください。

5・対策

契約書を作成するべきです。

※なお、ここでの記述は、あくまでも私個人の意見ですので、その点、ご了解ください。

藤野恵介（ふじの・けいすけ）弁護士（大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所＝大阪市北区梅田1―2―2―1000号、電話06―6345―1618（午前10時～午後5時）、http://umeda-law.jp）。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門相談員（遺言相続▽家事▽債務整理▽交通▽労働▽建築）、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。

◆お知らせ　本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。